

高知大学医学部附属システム糖鎖生物学教育研究センター規則

平成 22 年 5 月 31 日
規則 第 7 号

最終改正 平成 23 年 3 月 31 日規則第 107 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、国立大学法人高知大学組織規則第 22 条第 2 項の規定に基づき、高知大学医学部附属システム糖鎖生物学教育研究センター（以下「センター」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第 2 条 センターは、糖鎖生物学と他分野との融合研究を組織的に推進し、簡便な糖鎖解析技術や革新的な糖鎖利用技術を開発し医療に貢献するとともに、包括的な糖鎖教育を通して次世代研究者・専門職業人を養成することを目的とする。

(部門)

第 3 条 センターに、関係する学部等との連携の下、グライコテクノロジー部門、グライコメディシン部門、グライコマテリアル部門及びグライコエデュケーション部門を置く。

(職員)

第 4 条 センターに、次の各号に掲げる職員を置く。

- (1) センター長
- (2) センター担当教員
- (3) その他必要な職員

(センター長)

第 5 条 センター長は、医学部専任担当教員のうちから、医学部長が指名する。

- 2 センター長は、センターの業務を掌理する。
- 3 センター長の任期は 2 年とし、再任を妨げない。
- 4 前項の規定にかかわらず、センター長が辞任をした場合又は欠員となった場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(センター担当教員)

第 6 条 センター担当教員は、第 8 条に規定する運営委員会の議に基づき、医学部長が指名する。

(研究員)

第7条 センターに、研究員を置くことができる。研究員は、次の各号に掲げる者の中からセンター長が委嘱する。

(1) 糖鎖生物学に関する共同研究を行っている国内外の研究者

(2) その他センター長が必要と認めた者

(運営委員会)

第8条 センターの円滑な運営を図るため、運営委員会を置く。

2 運営委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

第9条 センターの事務は、当分の間、医学部・病院事務部総務企画課において処理する。

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか、センターに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成22年5月31日から施行する。

附 則 (平成23年3月31日規則第107号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。